

第8号

2007年6月

発行日 : 2007年6月10日

編集者 : 塚田 香織



トピックス

減価償却について

ちょっと体にいい話

☆梅雨時期の健康管理☆

梅雨の間は、じめじめとしたすっきりしない氣候が続きます。

この時期は、雨が多く湿度が高かったり、日ごとに気温差もあるため、体調不良や、肌のトラブルが起こりやすくなっています。

【体調不良の主な症状】

- ・全身の倦怠感
 - ・気分の落ち込み
 - ・胃腸の調子の悪さ
 - ・食中毒
 - ・・・など
- 心身の調子を崩さないために、疲れは早めにとることが大切です。

【梅雨を乗り切るポイント!】

★栄養バランスのとれた食事を!

- ・疲労感には、ビタミンBを
- ・イライラ感には、カルシウムを
- ・サプリメントでの補充もひとつの方法です

★睡眠は十分に!

- ・寝る前にぬるめのお風呂でリラックス
- ・除湿で、寝室を快適に
- ・起床時間を毎朝一定に

★冷たいものを摂り過ぎない!

- ・冷たい食べ物や飲み物をとりすぎると、消化不良やだるさの原因に

★食中毒に注意!

- ・手洗いをしっかりと
 - ・加熱は十分に(75度で1分以上)
 - ・残った食品は、思い切って処分を
 - ・冷蔵庫や冷凍庫への詰め過ぎに注意
- この時期をうまく乗り切って、夏を迎えましょう。

(塚田 香織)

梅雨の季節になりました

今年は例年よりも、梅雨入りが遅いですね。平年に比べ九州では8日ほど、奄美などでは16日も遅い梅雨入りです。まもなく、関西でも梅雨に入るようです。

いつもは、お仕事でご活躍されている皆様。たまには、雨音を聞きながら、しばしゆったりと何もしない時間を過ごすのもいいのではないのでしょうか。

減価償却(「資産の取得」と「経費」の関係について) その2

今回も前回に引き続き、減価償却制度についてご説明いたします。

減価償却制度では、企業等が取得した資産のうち、使えば使うほど、時間が経てば経つほどに価値が下がっていく資産を「減価償却資産」と呼び、その資産の取得にかかった金額は「減価償却」という一定の方法で、一定の期間(この期間は資産の種類ごとに法律で決まっています。)にわたって必要経費となります。

では、資産を取得した場合は、いつも一定の期間にわたって必要経費となるのでしょうか?今回は資産を取得した場合に、すぐに全額を必要経費にできる場合やその他の場合についてご説明いたします。

◆全額を必要経費にできる場合

次の(1)または(2)の場合には、資産の取得にかかった金額の全額を必要経費とすることができます。

(1) 取得にかかった金額が10万円未満 または 資産の使用可能な期間が1年未満の資産を取得し、使用した場合。

(2) 一定の要件(※)を満たす企業等が、取得にかかった金額が30万円未満の資産を取得し、使用した場合。ただし、一つの事業年度においてこの規定の適用を受ける資産の合計額は300万円に達するまでの金額となります。

また、この制度は平成20年3月31日までに取得した資産に限って適用されます。

※資本金が1億円以下である一定の法人が、青色申告書を提出しているなどの要件

◆3年間で必要経費となる場合

次の場合には、資産の取得にかかった金額について3年間で均等に按分した金額を必要経費とすることができます。

○ 取得にかかった金額が20万円未満の資産を取得し、使用した場合。

(小林 匠)

FiNet